

第6 建築物の床面積及び階の取扱い

1 消防用設備等の設置にあたっての床面積等の算定

建築法令によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者だけが棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、床面積に算入するものであること。

※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。

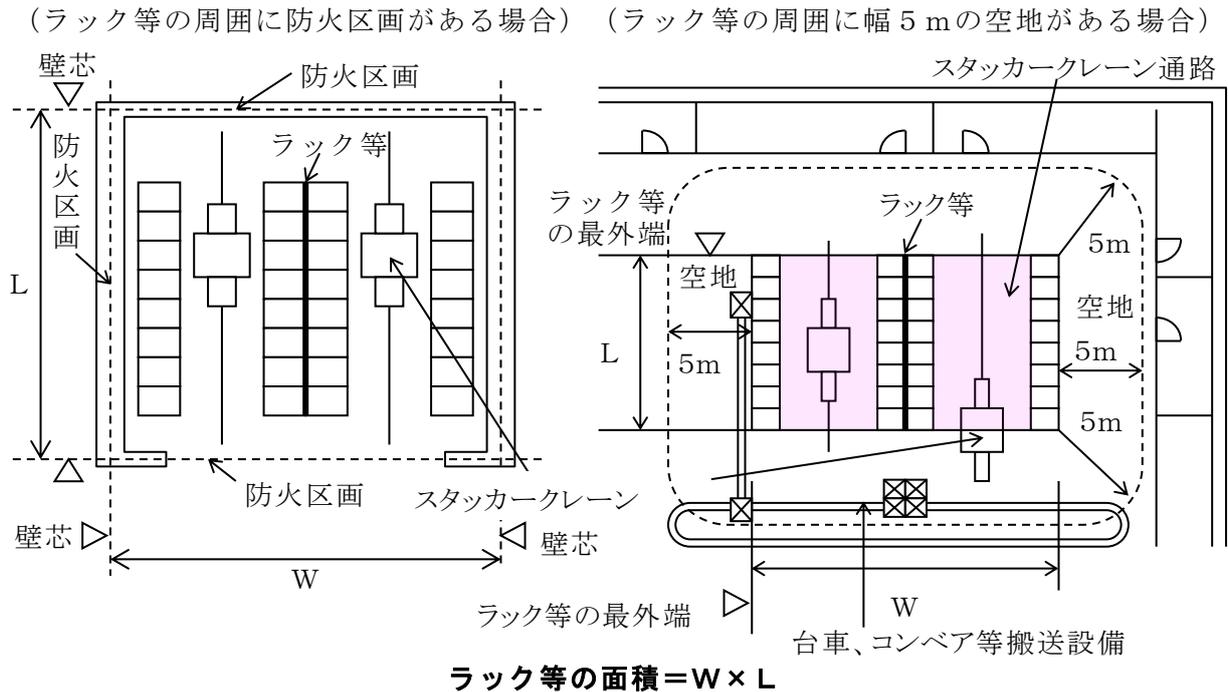
- (2) ラック式倉庫の延べ面積の算定については、次によること。

- ① ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。

この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の中の搬送通路の部分を含む。以下同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

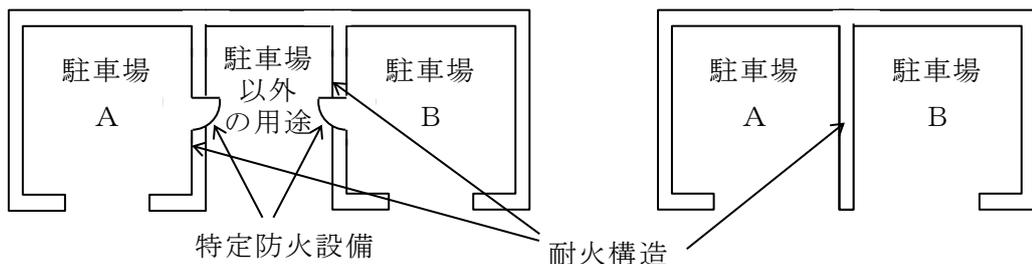
- ② ラック式倉庫のうち、ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又はラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。（第6-1図参照）

第6 建築物の床面積及び階の取扱い



第6-1図

- ③ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模のいかんにかかわらず、令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。
- (3) 駐車の用に供する部分の床面積は、次により算定すること。
- ① 自動車を駐車する部分のほか、車路は床面積に算入すること。ただし、駐車場にいたる外部進入路(ランプ、スロープ)等で、上部に屋根等が無く、床面積が発生しない部分は「駐車の用に供する部分」として取り扱わない。
 - ② 外気に開放された高架工作物(鉄道、道路等に使用しているもの。)下に設けられた駐車場にあっては、さく、へい等で囲まれた部分、又は当該工作物の水平投影面積を床面積として算入すること。
 - ③ 駐車の用に供しない部分を介して2か所以上の駐車の用に供する部分がある場合で耐火構造の壁若しくは自動閉鎖機能付き特定防火設備(シャッター不可)で区画される場合、又は開口部のない耐火構造の壁で区画され、出入庫が外部等からそれぞれ別々にできる場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。(第6-2図参照)

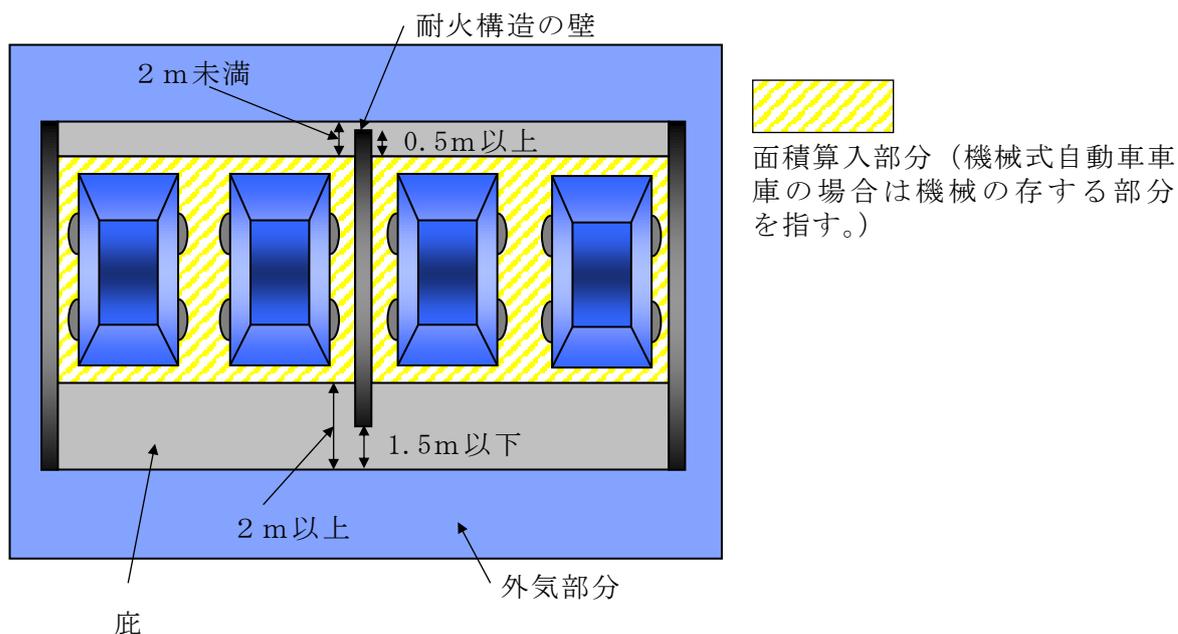


第6-2図

なお、第6-2図の耐火構造の壁で区画される場合で、庇等により共用部分が発生する場合の耐火構造の壁の位置は次によること。(第6-3図参照)

ア 庇等の部分が2m未満の場合は、面積が発生する部分(駐車スペース)から0.5m以上の耐火構造の突き出しを設けること。

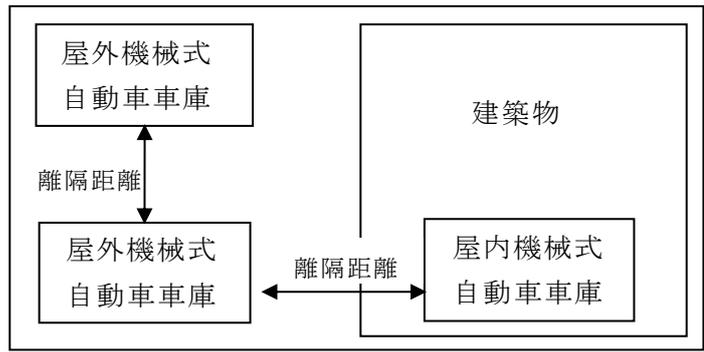
イ 庇等が2m以上の場合は、外気部分から1.5m以下となるように、耐火構造の壁を設置すること。(機械式自動車車庫(昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもの。以下同じ。)の場合は、機械が存する部分を、面積が発生する部分と読み替えるものとする。)



第6-3図

- (4) 機械式自動車車庫及び機械式自転車車庫の床面積の算定については、水平投影面積とすること。
- (5) 機械式自動車車庫が2以上存する場合の収容台数の算定については、それぞれの機械式自動車車庫の収容台数を合計して算定すること。ただし、以下の場合においては、この限りではない。(第6-4図参照)
- ① 屋外に機械式自動車車庫が2以上存在し、機械式自動車車庫相互の離隔距離が3m以上ある場合
 - ② 屋内の機械式自動車車庫と屋外の機械式自動車車庫が存在し、機械式自動車車庫相互の離隔距離が3m以上ある場合
 - ③ 屋内に機械式自動車車庫が2以上存在し、③.ウに適合する構造とした場合

第6 建築物の床面積及び階の取扱い



第6-4図

- (6) 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積は、自動車の修理又は整備を行う部分（以下「作業場部分等」という。）及びこれに接続する専ら部品庫、油庫、コンプレッサー室等の用に供する部分（以下「部品庫等」という。）、車路の床面積の合計とすること。

ただし、作業場部分等と部品庫等が、準耐火構造又は耐火構造の壁（開口部にあつては特定防火設備）により区画し、かつ、区画間において車両の通行ができない場合は、それぞれ区画された部分ごとに床面積を算定すること。

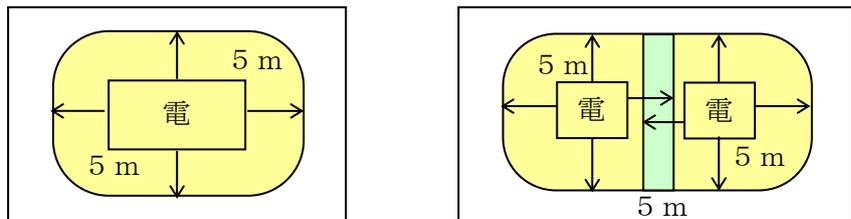
- (7) 令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同条第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

- ① 不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸で区画された部分の床面積

なお、この場合の防火戸は、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（規則第23条第4項第1号ニの部分にあつては、規則第23条第6項第1号に定める感知器）の作動と連動して閉鎖するもの

- ② 電気設備又は鍛造場等の水平投影の周囲に水平距離5m（周囲の1面に不燃材料の壁、天井、床（アに定める防火戸を含む。）が存する場合は、当該壁までの距離）で区画されていると仮定した部分の床面積（第6-5図参照）

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が2か所以上設置されている場合は、その合計面積（隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。）とするものであること。



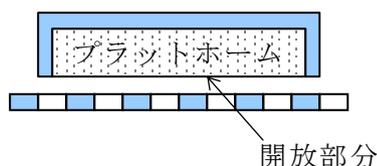
第6-5図

(8) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

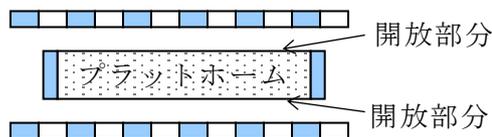
① 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム（上家の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。）

(第6-6図参照)

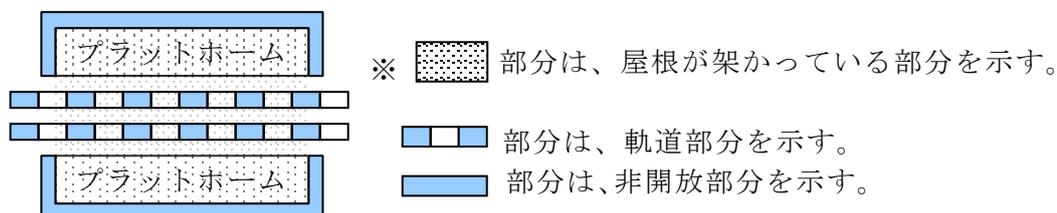
ア 延長方向1面開放の例



イ 延長方向2面開放の例



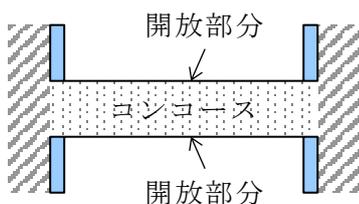
ウ () 書きにより床面積に算入される場合



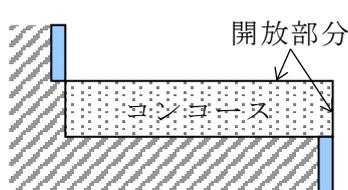
第6-6図

② 2面以上が開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く。(第6-7図参照)

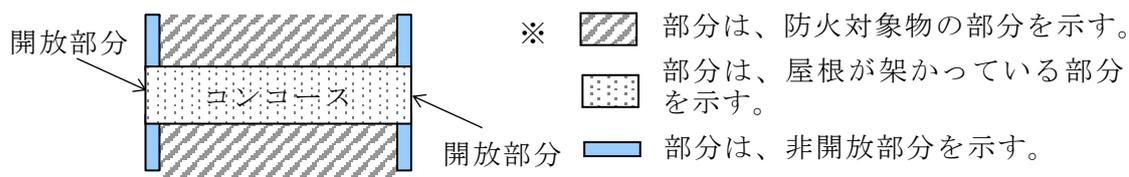
ア 2面開放の例その1



イ 2面開放の例その2



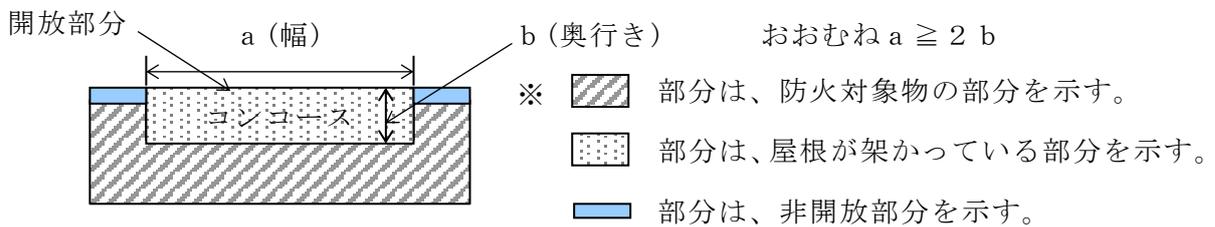
ウ ただし書きにより算入される場合の例



第6-7図

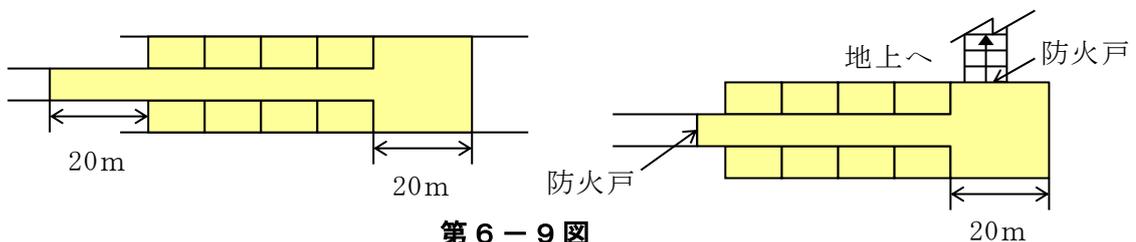
第6 建築物の床面積及び階の取扱い

- ③ 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行きの2倍以上あるコンコース。(第6-8図参照)



第6-8図

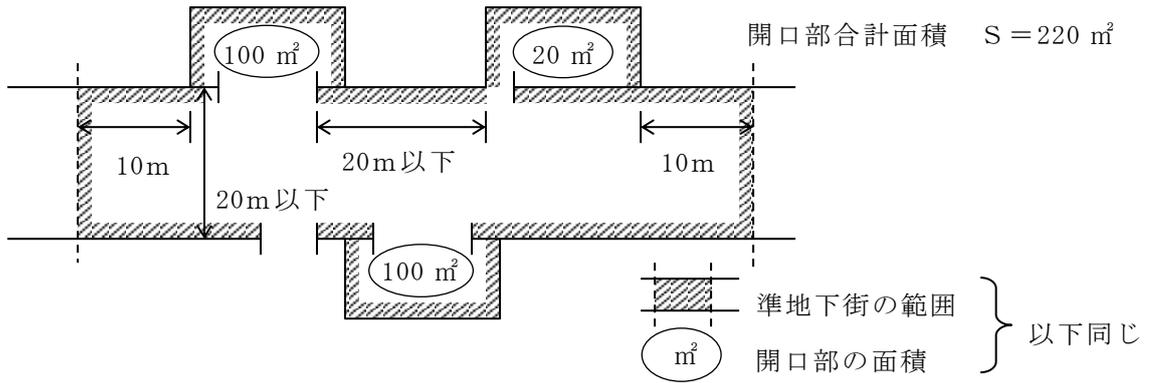
- (9) 地下駅舎の床面積は次により算定すること。
- ① 改札口内にあつては、プラットホーム等で囲まれた軌道部分も含め算入する。
 - ② 改札口外のコンコース等にあつては、通路及び地上に通ずる階段、上屋部分も含めて算入する。
- (10) 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m (20m未満の場合は当該距離) の斜線で囲まれた部分を床面積に算入すること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は当該防火戸ので囲まれた部分までとするものであること。(第6-9図参照)



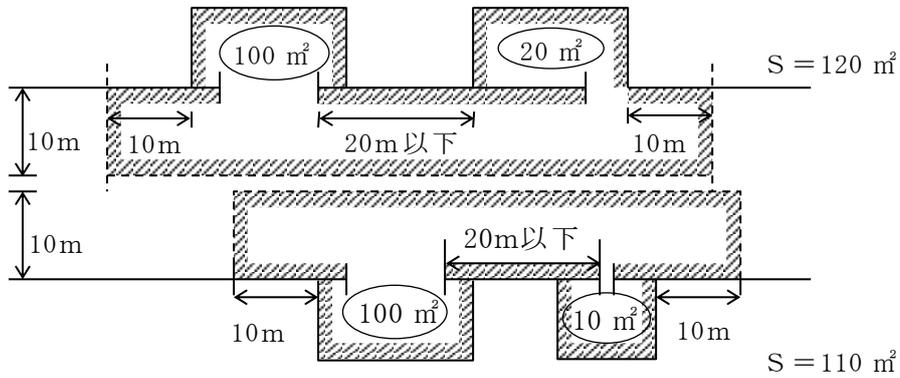
第6-9図

- (11) 準地下街の面積の算定は、複数の建築物の地階又は地下にある複数の建築物で、地下道との接続部分の開口部 (建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介して接続するものを除く。) の面積 (常時閉鎖式 (随時開くことができる自動閉鎖装置付のものをいう。以下同じ。) 又は煙感知器連動閉鎖式 (随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものをいう。以下同じ。) の特定防火設備を有する開口部にあつては、当該開口部の面積の1/2の面積とする。) の合計 (相互間の歩行距離が20m以内の距離に存する開口部の合計をいう。) が40㎡以上となるものの合算した面積とすること。(第6-10図参照)

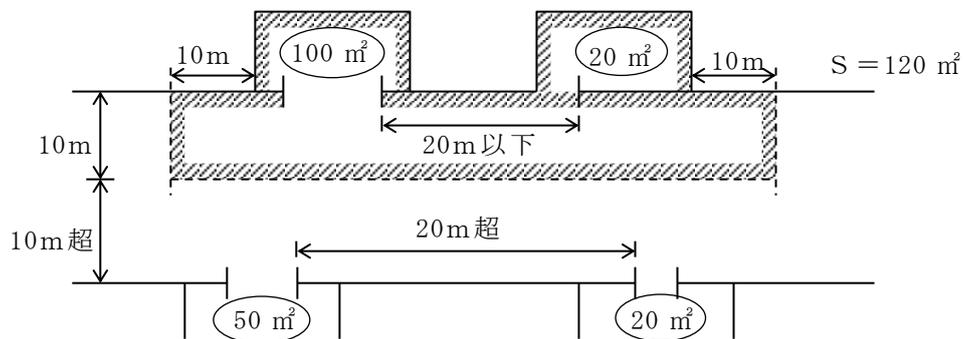
① 地下道の幅員が 20m 以下の場合



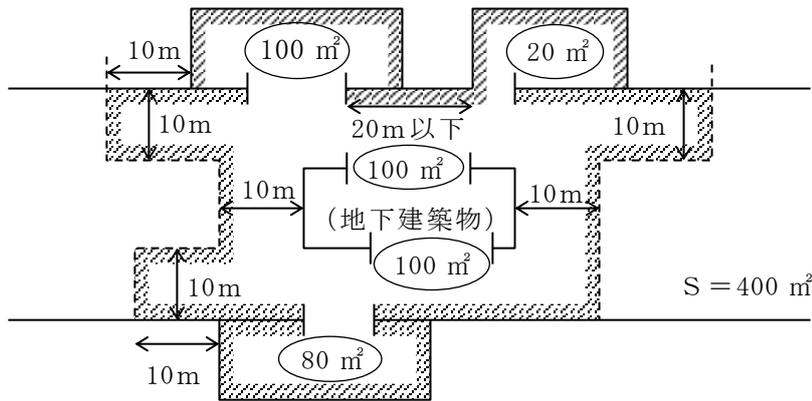
② 地下道の幅員が 20m 以上で、両側に準地下街が形成される場合



③ 地下道の幅員が 20m 以上で、片側に準地下街が形成される場合



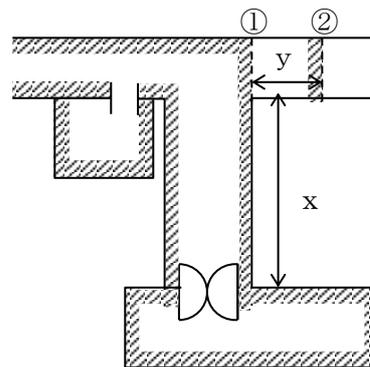
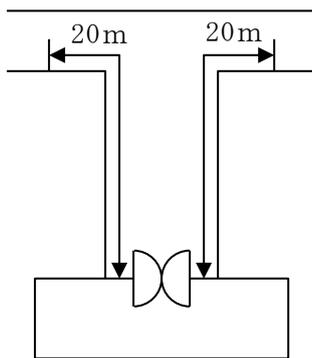
④ 地下道に地下建築物が存する場合



⑤ 地下道の一部が枝分かれし、その奥に地階入口がある場合

(ア) 20mの距離の取り方

(イ) 準地下街の範囲の考え方



① $x \geq 10\text{m}$ の場合

② $x < 10\text{m}$ の場合 (但し $y = 10 - x$)

第6-10図

(12) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項で定める基準でなく、法第10条第4項で定める基準によるものであること。

(13) 開口部のない壁等で区画されたデッドスペースで、建基法上、面積に算入されないものについては、消防用設備等の設置の対象としない。

壁等の構造については、原則、建築物の構造要求による仕様（耐火建築物の場合、耐火構造など）とすること。

なお、耐火構造の場合、乾式等で容易に変更できる仕様は認めないものとする。

2 消防用設備等の設置にあたっての階数の算定

(1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。

なお、棚、床の構造がグレーチング等で開放性がある場合であっても、階の判断は使用形態によるものとし、構造による判断は行わない。

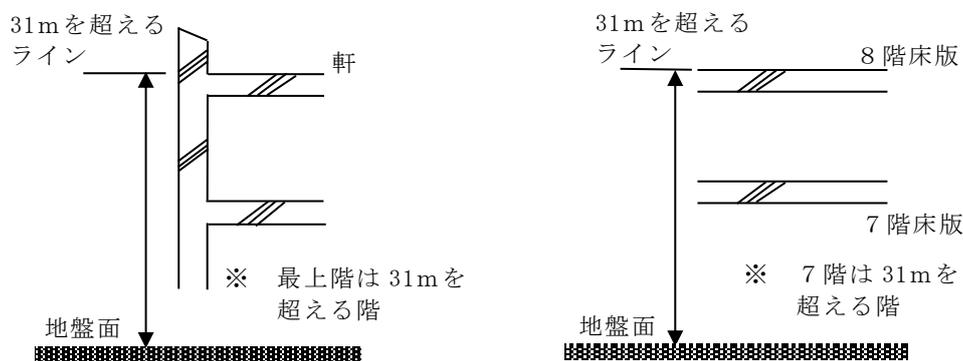
(2) 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さがおおむね 1.4 m以下（通常の姿勢で作業ができない高さ）のものは、階数に算入しないものであること。

(3) 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

3 消防用設備等の設置にあたっての高さの算定

(1) 地盤面からの高さが 31m を超える階について（第 6-11 図参照）

- ① 最上階の場合は、軒の高さが 31m を超えるもの
- ② 途中階の場合は、当該階の床版上端から直上階の床版上端の範囲内で地盤面からの高さが 31m を超えるもの



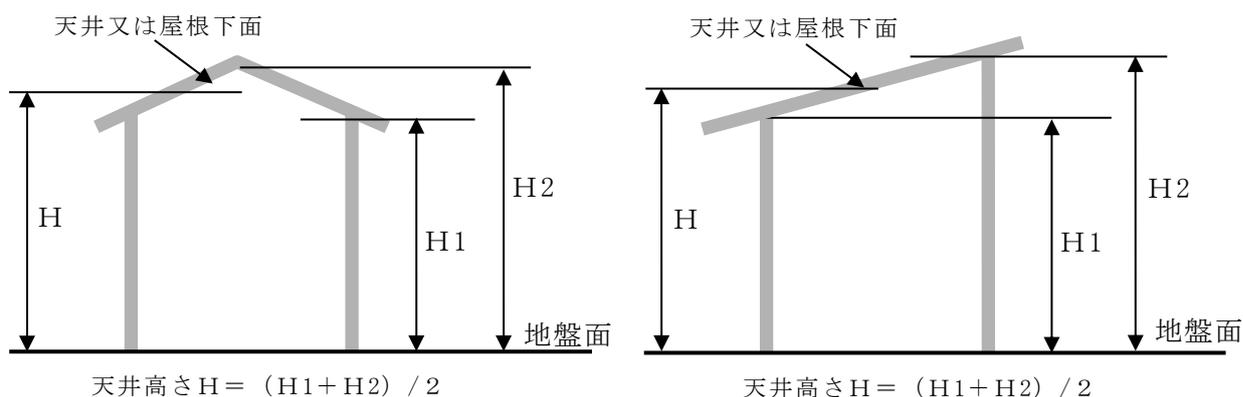
第 6-11 図

(2) ラック式倉庫の天井の高さについては、次によること。

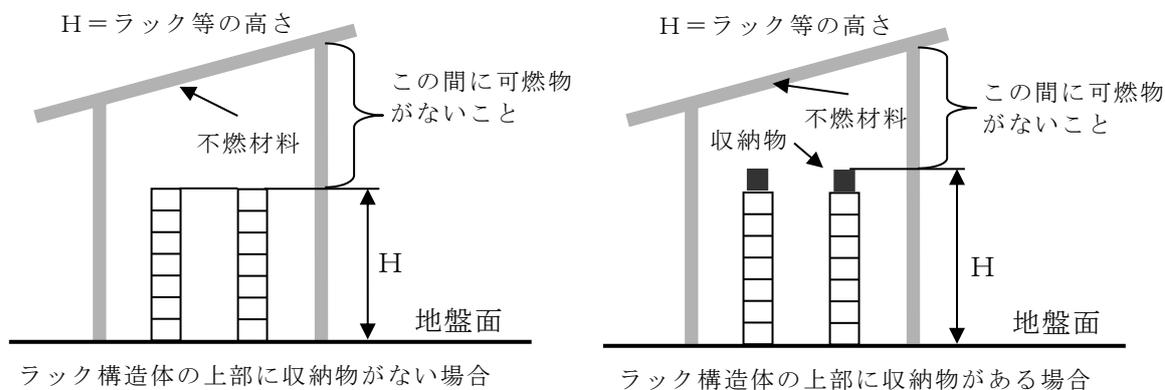
第6 建築物の床面積及び階の取扱い

- ① ラック式倉庫の天井(天井のない場合にあつては、屋根の下面。以下同じ。)の
高さは、原則として当該天井の平均の高さ(軒の高さと当該天井の最も高い
部分の高さの平均)により算定すること。(第6-12図参照)
- ② ユニット式ラック等を用いたラック式倉庫のうち、屋根及び天井が不燃材料
で造られ、かつ、ラック等と天井の間に可燃物が存しないものであつて、ラッ
ク等の設置状況等から勘案して、初期消火、本格消火等に支障がないと認めら
れるものにあつては、ラック等の高さにより算定することができること。

(第6-13図参照)



第6-12図



第6-13図